

議案および参考事項

〈会社提案(第1号議案から第3号議案まで)〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額22,327,682,750円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日（木曜日）

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、中期経営計画において、「サービスプロバイダーへの転換」を掲げ、お客さま起点でニーズに向き合い、多様なサービスやソリューションを提供しており、より一層充実を図るため、第2条（目的）を変更するものであります。

2. 変更の内容

第2条（目的）に「銀行代理業」「生命保険募集事業、損害保険代理業及び少額短期保険代理業」を追加いたしたいと存じます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (略) 【新設】 【新設】</p> <p><u>(11)介護サービス事業</u> <u>(12)鉄道及びバスによる運輸事業</u> <u>(13)土木・建築に関する調査、設計、施工及び監理</u> <u>(14)前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売</u> <u>(15)前各号に附帯関連する事業</u></p>	<p>(目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (略)</p> <p><u>(11)銀行代理業</u> <u>(12)生命保険募集事業、損害保険代理業及び少額短期保険代理業</u> <u>(13)介護サービス事業</u> <u>(14)鉄道及びバスによる運輸事業</u> <u>(15)土木・建築に関する調査、設計、施工及び監理</u> <u>(16)前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売</u> <u>(17)前各号に附帯関連する事業</u></p>

第3号議案 取締役13名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
氏名													
	さかき ばら さだ ゆき 神原定征	とも の ひろし 友野宏	たか まつ かず こ 高松和子	ない とう ふみ わ 内藤文雄	まなべ せい じ 眞鍋精志	たなか ちよ こ 田中素子	その 園 潔 園潔	や はざ のり と 矢萩典代	もり 森 望 森望	あら き木 誠 荒木誠	お がわ ひろ し 小川博志	しま ちよ やす じ 島本恭次	にし ざわ のぶ ひろ 西澤伸浩
現在の地位・担当	取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長	取締役 監査委員会委員長	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長	取締役 監査委員会委員	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	取締役 監査委員会委員	—	—	取締役 代表執行役社長	取締役 代表執行役副社長	執行役常務	取締役 監査委員会委員 (常勤)	取締役 監査委員会委員 (常勤)
取締役在任年数 (本総会終結時)	4年	4年	4年	4年	1年	1年	—	—	3年	1年	—	3年	2年
重要な兼職数	4社	2社	0社	3社	2社	2社	4社	0社	1社	0社	0社	1社	0社
経営経験	✿	✿	✿		✿		✿		✿	✿		✿	
特に期待する知見・能力	法務・ガバナンス	✿	✿		✿	✿	✿	✿		✿	✿	✿	✿
	財務・会計				✿	✿		✿					✿
	環境・エネルギー	✿	✿	✿					✿		✿	✿	
	テクノロジー・イノベーション	✿	✿						✿	✿		✿	
	顧客・社会エンゲージメント			✿				✿	✿	✿			
	グローバルビジネス	✿	✿	✿				✿					
	人財開発			✿	✿	✿		✿	✿		✿		
就任予定	指名委員会	○ (委員長)		○		○		○					
	報酬委員会	○		○ (委員長)		○		○					
	監査委員会		○ (委員長)		○		○				○	○	○

スキル・マトリックス作成の考え方

当社は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」を最上位概念として、お客さまや社会にとっての「『あたりまえ』を守り、創る Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society」という存在意義のもと、安全を守り抜くことを大前提に「公正 Fairness」「誠実 Integrity」

「共感 Inclusion」「挑戦 Innovation」という価値観を大切にして事業活動を行い、持続可能な社会を実現することを掲げており、「コンプライアンス」や「サステナビリティ」については、取締役全員が備えるべき視点・姿勢と位置付けています。

この理念のもと、中期経営計画の達成に向けて、特に重要となる10個のマテリアリティを特定しております。これらマテリアリティの解決・達成に向けて、経営の監督機能を適切に発揮するため、経営経験者には、経営戦略の策定やリスクマネジメント、組織運営など、総合的な知見の発揮を期待するとともに、取締役会全体として備えるべき専門的な知見・能力を下記のとおり特定いたしました。

法務・ガバナンス	公正な事業活動、持続的な企業価値向上に向けて、法令遵守状況や、コーポレートガバナンス・内部統制・リスク管理の体制構築・運用状況を監督できる知見・能力が重要であるため
財務・会計	正確な財務報告や財務健全性の維持、企業価値の向上に向けた成長投資の推進、財務戦略や資本政策等を監督できる知見・能力が重要であるため
環境・エネルギー	エネルギーをはじめとするグループ各事業において、社会情勢や政策動向等を踏まえながら、ゼロカーボンへの挑戦をはじめとする環境負荷の少ない事業推進を監督できる知見・能力が重要であるため
テクノロジー・イノベーション	当社の事業基盤を支え、新たな価値を提供していくためには、最新の技術動向を踏まえ、DX・イノベーション推進等を監督できる知見・能力が重要であるため
顧客・社会エンゲージメント	多様なステークホルダーから信頼され、共に成長・発展していくためには、広報、コミュニケーション、マーケティング、地域共生等に関する取組みを監督できる知見・能力が重要であるため
グローバルビジネス	異なる文化・商慣習に即した海外事業の展開や収益性向上、ビジネスパートナーとの良好な関係構築等を監督できる知見・能力が重要であるため
人財開発	従業員一人ひとりが、意欲や能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍するためには、人財育成やD E & I 推進、人事制度等の人財基盤の強化の取組みを監督できる知見・能力が重要であるため

取締役会の構成に関する考え方

当社は、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築するため、取締役の員数の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長および指名・報酬・監査委員会の委員長を独立社外取締役といたします。

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性と適正な規模の両立を図り、様々な分野の経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により、全体としてバランスのとれた構成といたします。

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

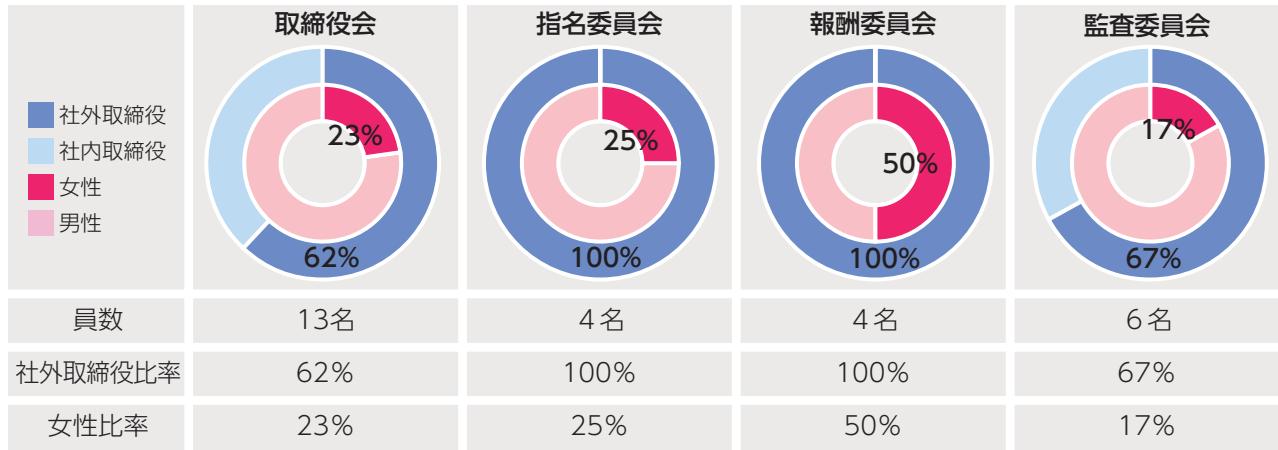
当社取締役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」のもと、その全員が、コンプライアンスはもとより、サステナビリティの観点を重視し、自らの職務を執行することができる人物である必要があります。

そのうえで、取締役候補者の指名については、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。その際、十分な経営経験を有するものを一定数選任することとしております。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担う観点から、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が策定した独立性基準に照らして、独立性を有していることも確認いたします。

取締役会および委員会の構成

本議案可決後の取締役会および委員会の構成は、次のとおりであります。



社外取締役の独立性基準

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断いたします。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 (1) 上記1～3までに掲げる者 (2) 現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者

候補者番号

1

さかきばら さだゆき

神原 定征

(生年月日) 1943年3月22日



社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員長候補者

報酬委員会委員候補者

再任

当社株式の所有数 12,400株
当社との特別の利害関係 なし

■略歴、地位および担当

- 2002年6月 東レ株式会社 代表取締役社長
- 2010年6月 同社 代表取締役会長
- 2014年6月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長
- 2014年6月 東レ株式会社 取締役会長
- 2015年6月 同社 相談役最高顧問
- 2017年6月 同社 相談役
- 2018年5月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長（現在に至る）
- 2018年6月 東レ株式会社 特別顧問（2019年6月 退任）
- 2020年6月 当社 取締役会長 [指名委員会委員長・報酬委員会委員]
(現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会 100% (15/15回)
- ・指名委員会 100% (10/10回)
- ・報酬委員会 100% (6/6回)

取締役在任年数

4年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・株式会社産業革新投資機構 社外取締役 取締役会議長
- ・一般社団法人日本野球機構 会長

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただいております。

特に、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等および独占禁止法違反への対応に当たり、取締役会長および取締役会議長として、組織風土改革や内部統制の抜本的強化をはじめとする各種再発防止の取組みの進捗状況について、取締役会の特別監督対象に設定し、自らも厳正な意見・指導を行うなど、取締役会の監督機能の発揮に尽力いただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれではなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性ならびに組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みに対する監督・指導状況を踏まえ、外部の客観的な視点から、引き続き、取締役会のさらなる監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮いただく必要があることから、社外取締役候補者とするものであります。

※神原氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

2

とも の
友野 宏
(生年月日) 1945年7月13日

ひろし

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員長候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2005年6月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長
 2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO
 2014年4月 同社 代表取締役副会長
 2015年4月 同社 取締役相談役
 2015年6月 同社 相談役
 2019年4月 日本製鉄株式会社 相談役（社名変更）
 2020年6月 同社 社友（現在に至る）
 2020年6月 当社 社外取締役【監査委員会委員長】（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会 93% (14/15回)
- ・監査委員会 93% (13/14回)

取締役在任年数

4年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・住友化学株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれではなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※友野氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

3

たかまつ かずこ
高松 和子
 (生年月日) 1951年8月27日

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員長候補者

再任

当社株式の所有数
 当社との特別の利害関係
 なし
 なし



■略歴、地位および担当

2003年4月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社
 代表取締役
 2008年10月 ソニー株式会社 V P 環境推進センター長 (2012年3月 退職)
 2013年4月 公益財団法人21世紀職業財団 業務執行理事兼事務局長
 2020年4月 同財団 業務執行理事 (2020年6月 退任)
 2020年6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員]
 2022年6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員長]
 (現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会 100% (15/15回)
- ・指名委員会 100% (10/10回)
- ・報酬委員会 100% (6/6回)

取締役在任年数

4年 ※本総会終結時

●社外取締役候補者とした理由

公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、2020年6月以降、社外取締役として、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれではなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※高松氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

4

ないとう ふみお

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数

当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

1990年 4月 神戸大学経営学部 助教授
1997年 4月 同大学経営学部 教授
1999年 4月 同大学大学院経営学研究科 教授
2006年 4月 同大学 名誉教授（現在に至る）
2006年 4月 甲南大学経営学部 教授（現在に至る）
2020年 6月 当社 社外取締役【監査委員会委員】（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (15/15回)
・監査委員会
100% (14/14回)

取締役在任年数

4年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・神戸大学 名誉教授
- ・甲南大学経営学部 教授
- ・江崎グリコ株式会社 社外監査役

●社外取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務およびコーポレート・ガバナンス等の分野における学識経験者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただきております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれではなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※内藤氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

5

ま な べ せ い じ
真鍋 精志

(生年月日) 1953年10月21日



■略歴、地位および担当

- 2012年5月 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員
- 2016年6月 同社 取締役会長
- 2021年6月 同社 相談役（現在に至る）
- 2023年6月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員]
(現在に至る)

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員候補者

再任

当社株式の所有数

なし
なし

会議出席率

- ・取締役会 100% (11/11回)
- ・指名委員会 100% (8/8回)
- ・報酬委員会 100% (3/3回)

取締役在任年数

1年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・西日本旅客鉄道株式会社 相談役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●社外取締役候補者とした理由

鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している西日本旅客鉄道株式会社において要職を歴任し、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、同社における財務部門や労務部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2023年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれではなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※真鍋氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

6

たなかもとこ
田中 素子

(生年月日) 1958年4月22日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2019年7月 神戸地方検察庁 検事正 (2020年9月 退官)
2020年11月 弁護士登録 (現在に至る)
2023年6月 当社 社外取締役【監査委員会委員】 (現在に至る)

会議出席率

・取締役会
100% (11/11回)
・監査委員会
100% (11/11回)

取締役在任年数

1年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・片山・平泉法律事務所 客員弁護士
- ・株式会社京都フィナンシャルグループ 社外取締役【監査等委員】

●社外取締役候補者とした理由

神戸地方検察庁検事正その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活動しており、法曹として経験豊富であり、また、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営監督の経験もあり、2023年6月以降、社外取締役として、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれではなく、独立性を有していると判断しております。

田中氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※田中氏の2023年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号	7	その 園 潔	きよし (生年月日) 1953年4月18日	新任	社外取締役候補者 独立役員候補者 指名委員会委員候補者 監査委員会委員候補者	当社株式の所有数 当社との特別の利害関係	なし なし
-------	---	--------------	--------------------------	----	---	-------------------------	----------



■略歴、地位および担当

- 2014年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長
- 2014年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長
- 2015年6月 同社 取締役代表執行役会長
- 2017年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長執行役員
- 2018年4月 株式会社三菱UFJ銀行 取締役副会長執行役員（行名変更）
- 2019年4月 同行 取締役会長
- 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役執行役常務
- 2019年6月 同社 常務執行役員（2021年4月退任）
- 2021年4月 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問（現在に至る）

■重要な兼職の状況

- ・株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
- ・讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役
- ・損害保険ジャパン株式会社 社外取締役【監査等委員】
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●社外取締役候補者とした理由

グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任するなど、経営者として経験豊富であり、同グループにおける営業部門やコンプライアンス部門、監査部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれではなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

8

やはぎのりよ
矢萩 典代

(生年月日) 1959年12月18日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2018年4月 丸紅株式会社 市場業務部 部長補佐（2020年3月 退職）
2020年4月 兵庫県三田市 広報・交流政策監（2023年3月 退職）
2023年3月 一般社団法人万博サクヤヒメ会議 理事（現在に至る）

●社外取締役候補者とした理由

総合商社における経験を経て、兵庫県三田市広報・交流政策監を務めるなど、地域との共生、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの経験・識見が豊富であり、現在は、一般社団法人万博サクヤヒメ会議の理事として、女性活躍推進や大阪・関西の魅力発信などに積極的に取り組んでおり、幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれではなく、独立性を有していると判断しております。

矢萩氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的かつ多様な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号 9	もり 森 のぞむ 望	(生年月日) 1962年6月6日	再任	当社株式の所有数 6,150株 当社との特別の利害関係 なし
-------------------	-----------------------------------	------------------	----	---



■略歴、地位および担当

- 1988年4月 当社入社
 2018年6月 当社 執行役員電力需給・取引推進室長
 2019年7月 当社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、
 需給企画・電力取引部門統括
 2019年10月 当社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、
 地域エネルギー本部長
 2020年6月 当社 執行役常務
 2021年6月 当社 取締役代表執行役副社長
 2022年6月 当社 取締役代表執行役社長（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (15/15回)

■重要な兼職の状況

- ・日本原子力発電株式会社 取締役

●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2021年6月以降、取締役代表執行役副社長として、当社グループの経営を担い、2022年6月以降、取締役代表執行役社長として、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」に掲げた取組みをグループ一丸となって進める等、経営全般においてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

また、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等および独占禁止法違反への対応に当たり、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、自ら先頭に立って、組織風土改革や内部統制の抜本的強化等の取組みに力を尽くしております。

これらの重要な経営課題に関する議論をリードし、適切な経営監督を行うことで取締役会の実効性向上に貢献しており、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

あらき
荒木

まこと

(生年月日) 1963年2月15日

再任

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係
9,100株
なし



■略歴、地位および担当

- 1987年4月 当社入社
2016年6月 当社 執行役員 I T 戰略室長
2017年6月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オプティコム 代表取締役副社長執行役員
2018年6月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オプティコム 代表取締役社長
2019年4月 当社 執行役員
株式会社オプテージ 代表取締役社長（社名変更）
(2021年6月 退任)
2021年6月 当社 執行役常務
2023年6月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
[現在の担当]
コーポレート業務全般、組織風土改革室担当、
I T 戰略室担当、経営監査室担当

会議出席率

・取締役会
100% (11/11回)

●取締役候補者とした理由

主に I T 部門における豊富な業務経験、子会社社長を務めた経験を有し、2021年6月に執行役常務に就任以降、コンプライアンス推進室担当、経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T 戰略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。

また、業務改善計画を踏まえた組織風土改革や、I T ガバナンスの強化、内部監査機能の強化等の内部統制の抜本的強化に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

お が わ ひ ろ し

小川 博志

(生年月日) 1965年7月4日

新任

当社株式の所有数
1,516株
当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位および担当

1988年4月 当社入社

2020年6月 当社 執行役員エネルギー・環境企画室長

2022年6月 当社 執行役常務 (現在に至る)

[現在の担当]

エネルギー・環境企画室担当、

原子燃料サイクル室担当 (サイクル事業)、立地室担当

●取締役候補者とした理由

人事部門や企画部門に加え、事業者の立場から電力市場の制度設計に深く関わる等、エネルギー事業に関する豊富な業務経験を有し、2022年6月に執行役常務に就任以降、エネルギー・環境企画室担当、原子燃料サイクル室担当 (サイクル事業) 等を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。

また、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」や電源ポートフォリオ等の中長期的な戦略立案・実行においても主導的な役割を果たしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

しまもと やすじ

島本 恭次

(生年月日) 1958年9月8日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 21,302株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

- 1983年4月 当社入社
2014年6月 当社 執行役員火力事業本部副事業本部長、
火力運営部門統括、原子力事業本部副事業本部長
2016年6月 当社 常務執行役員火力事業本部長
2017年6月 当社 取締役常務執行役員
2020年6月 当社 執行役常務
2021年6月 当社 取締役【監査委員会委員】(現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会 100% (15/15回)
- ・監査委員会 100% (14/14回)

■重要な兼職の状況

- ・関西電力送配電株式会社 監査役

●取締役候補者とした理由

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月に常務執行役員に就任以降、火力事業本部長、研究開発室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。2021年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

にしざわ のぶひろ

西澤 伸浩

(生年月日) 1959年8月2日



再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 32,000株
当社との特別の利害関係 なし

■略歴、地位および担当

1982年4月 当社入社
 2016年6月 当社 執行役員経理室長
 2019年6月 当社 常務執行役員調達本部長、
 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当
 2020年6月 当社 執行役常務
 2022年6月 当社 取締役代表執行役副社長
 2023年6月 当社 取締役【監査委員会委員】（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会 100% (15/15回)
- ・監査委員会 100% (11/11回)

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2019年6月に常務執行役員に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に、2022年6月には取締役代表執行役副社長に就任し、当社グループの経営を担っております。2023年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

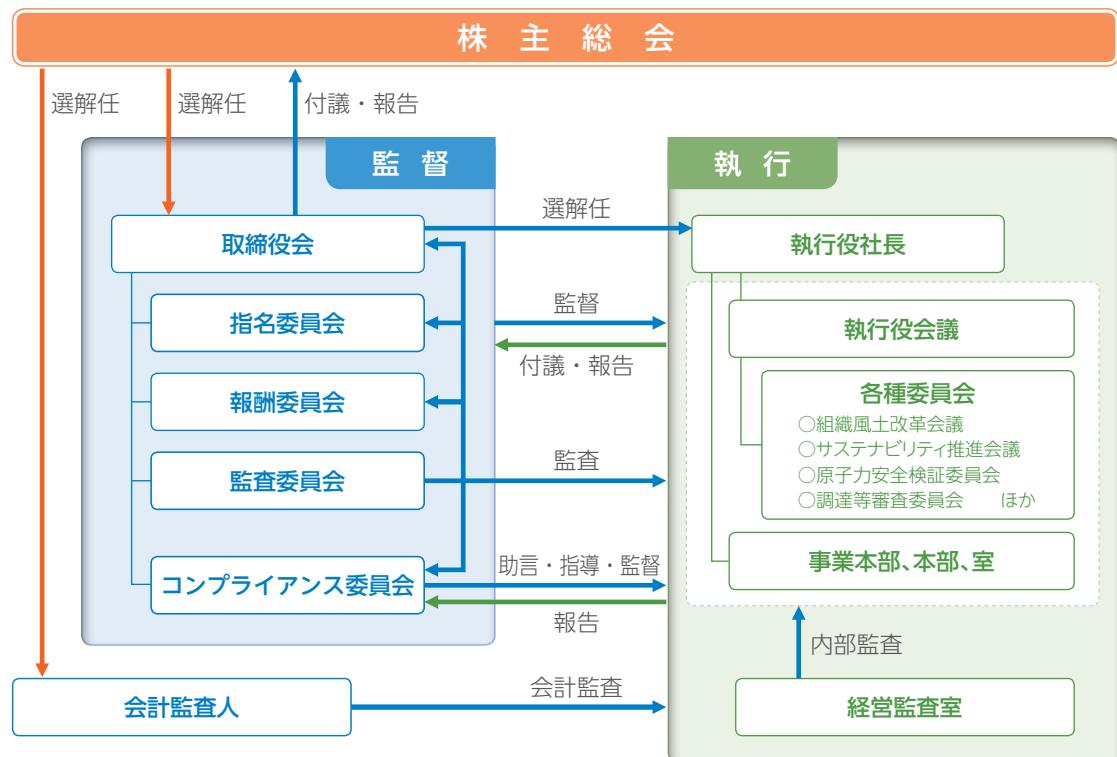
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 社外取締役候補者が現在業務執行者である、または過去に業務執行者であった法人の中には、当社との間に電力供給の取引がある法人が含まれますが、その年間取引額は、いずれも当社の連結売上高の1%未満であります。
3. 友野宏氏は、当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外取締役であります。
4. 森望氏は、2024年5月27日付で、公益社団法人関西経済連合会の副会長に就任する予定であります。
5. 当社の社外取締役である榎原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志および田中素子の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からコンプライアンスの徹底やガバナンス強化の視点に立った提言を行うとともに、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、組織風土改革や内部統制強化などの一連の改革の達成状況について、取締役会の特別監督として、外部の客観的な視点から徹底的に議論・検証し、各種施策のさらなる実効性向上に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ①新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について
2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明し、2023年5月に業務改善計画を経済産業省に提出しております。
- ②特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について
当社は、2023年3月、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定され、2023年8月に業務改善計画を経済産業省に提出しております。
- ※①②に対する当社の対応状況については、49頁および50頁に記載の「（ご参考）業務改善計画の進捗状況について」をご参照ください。
6. 榎原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿が含まれていることが判明し、同社は自主回収を行いました。同氏は、平素より法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしておりました。
- 園潔氏が損害保険ジャパン株式会社の社外監査役として在任中に、独占禁止法に抵触すると考えられる行為および同法の趣旨に照らして不適切な行為に係る事案のほか、中古車販売会社による自動車保険金不正請求に係る損害保険ジャパン株式会社による不適切な対応事案が発生しました。同氏は、平素よりコンプライアンス問題に関する取組みについて、提言を適宜行うとともに、これらの事案の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
7. 当社は、社外取締役候補者である榎原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志および田中素子の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において園潔および矢萩典代の両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役候補者である榎原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志、田中素子、森望、荒木誠、小川博志、島本恭次および西澤伸浩の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失については、補償の対象外としております。本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において園潔および矢萩典代の両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客觀性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。



取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項（5）取締役会および各委員会の活動状況 および（6）当事業年度の取締役会等の実効性評価結果」に記載しております。

〈株主(26名)からのご提案(第4号議案から第9号議案まで)〉

第4号議案から第9号議案までは、株主(26名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(26名)の議決権の数は、464個であります。

第4号議案 定款一部変更の件 原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等)

第40条 本会社の社会的責任を果たすため、本会社は原子力発電事業から撤退し、将来世代の負担を最小化できるよう、廃炉、廃棄物の管理・保管・処分等に取り組む。

▼提案の理由

原発は、発電原価が上がり続けている上、事故時の社会的損害を考慮すれば、そのコストの上限の推定は困難である。そのため、CO₂排出削減策としても、費用対効果に劣っている。

また、高レベル放射性廃棄物の処分に関して、300名以上の地学者による声明「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」(2023年10月)では、「10万年間にわたる地殻の変動による岩盤の脆弱性や深部地下水の状況を予測し、地震の影響を受けない安定した場所を具体的に選定することは、現状では不可能」としている。

一方、当社は、SMR(小型モジュール炉)等を開発するとしているが、小型化により熱効率・発電効率は低下し、発電原価の上昇につながる。また、プルトニウム蓄積問題は解決しない上、発電量あたりの放射性廃棄物発生量は増える。

世代間の不平等を減らし、社会と共存できる持続可能な事業運営を図るため、本議案を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの積極的な取組み等を通じて、S+3E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

また、廃炉を決定したプラントについては、原子力規制委員会の認可を受けた廃止措置実施計画に基づき、安全を最優先に取り組んでまいります。

使用済燃料の再処理工程から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。2017年7月に科学的特性マップが公表されて以降、全国で対話活動が行われ、一部地域では文献調査が進められております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と連携してまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件 事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化)

第41条 本会社の社会的責任を果たすため、気候変動に関する科学的知見、国際合意および歴史的排出責任を踏まえ、本会社の事業およびサプライ・チェーンにわたる脱炭素化を計画的に進める。投資・出資においても、計画段階から気候変動との関連を優先する。

▼提案の理由

地球沸騰化と言われる程、気候変動が深刻化している。COP28では化石燃料からの脱却が合意された。パリ協定の目標達成には、日本は2030年に2013年比65-74%の削減が必要とされる (Climate Action Tracker、2023年11月) が、その余地は失われつつある。

当社は「ゼロカーボンロードマップ」を策定しているが、2030年における排出量、排出係数の目標について具体的に示していない。CO₂排出係数・大気汚染リスクが大きいため早急な廃止が求められる石炭火力発電については触れてさえいない。また、実現性・有効性が疑わしい、火力発電における水素・アンモニアの利用、炭素回収利用貯留技術の開発を含んでいる。

気候変動は、集中豪雨、大型台風等による被害の拡大に加えて、電力インフラへのリスク、対策コストの上昇により社会・将来世代に損失をもたらし、企業価値の毀損、株主の損失にもつながる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。本年4月にはロードマップを改定し、当社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量 (Scope 1, 2) について、2030年度時点での70%削減 (2013年度比) し、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量 (Scope 1, 2, 3) について、2030年度時点での50%削減 (2013年度比) する目標を新たに掲げたところであり、引き続き計画的に脱炭素化の取組みを進めてまいります。

なお、ロードマップで掲げた投資をはじめ、各セグメントの成長につながる投資については、気候変動への対応の観点のみならず、収益性等を総合的に判断し、実施してまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件 情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり)

第42条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善する仕組みをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社のカルテル主導、顧客情報の不正閲覧など不祥事による不信を解消するため

にも、日常の対話、情報開示が重要である。当社の「統合報告書2023」では、マテリアリティ（重要課題）の中に「ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの深化」を掲げているが、具体的な対話件数や目標、実施状況は示されていない。更なる情報の開示や納得のできる説明が求められる。

例えば、最高意思決定機関である株主総会で役員の答弁へ再質問が出来ず対話が深まらない。また、文書質問に答えてない、あるいは質問の趣旨を踏まえない不誠実な答弁がされる傾向が見られる。

過去の総会において、役員は、市民との直接対話を積極的に進める旨の答弁をしているが、その実態は大いに疑わしい。

市民・株主はまず対話の実現を求めている。そのため、利害関係者の関心・意見を把握して対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、適正な情報開示および対話を重要と考えており、「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を定め、記者発表等を通じた積極的な情報発信や、ホームページ・SNS等を通じた社会のみなさまとのコミュニケーションにより、社会に対する説明責任を誠実に果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めています。なお、株主総会の運営については、法令・定款の定めに従い、適法かつ適切に実施しております。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件 頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承)

第43条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

設備を支えるのは人であるが、2001年に導入された成果型賃金制度は、従業員の評価を正当に行えておらず、その恣意的な運用の弊害が現れてきている。それは、従業員のやりがい・モチベーション低下を引き起こしている。結果として当社の遵法意識の低下を招き、一連の不正に対して「業務改善命令」を数回受けている。

また「カイゼン」の理念に反した不合理なコスト削減・外注化で、技術の継承が困難になっている。一方、全体的な工事量の削減が、協力会社の工事力を低下させ、災害対応や突発的な工事への敏捷な対応を困難にしている。

誤った合理化が職場の繁忙感をより高めており、特に安全が最優先される原子力職場での人員不足は危機的状況といわれている。さらに精神疾患の件数は減らず、高齢者、障害者にも差別的待遇が残っている。この状況を改善しなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、安全の確保を前提としたレジリエントな事業基盤の強化、人材育成・確保の強化および技術・技能の継承・向上を重要と考えており、これまで設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでまいりました。引き続き、高経年化設備の計画的な改修や、平時における関係者間の連携強化も含めた大規模自然災害への対応等、より強靭な設備・体制を構築するよう取組みを進めてまいります。

また、本年4月にアップデートした中期経営計画であらためてお示ししているとおり、多様な人材の確保と一人ひとりが活躍できる組織づくり、心身の健康維持・増進の支援および働きがいのある環境の整備などの取組みを一層強化することとしております。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件 職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消)

第44条 本会社の社会的責任を果たすため、本会社は「職場のジェンダー平等」実現を目指し、賃金や管理職における男女比など性差別解消およびLGBTなど性的な少数者への差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。

▼提案の理由

当社も参加するSDGs（持続可能な開発目標）は「ジェンダー平等」について、「政治、経済、公共分野あらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保」などを目標としている。

当社でも、女性役職者比率を2030年に6.3%（2018年：2.1%）を目標にしてきたが、2022年度は3.2%である。4年で1.1%の増加では、目標達成は困難である。男性との格差が開示されていないことも問題である。

女性の昇格が遅い傾向があり、先の総会で選任された13名の取締役の内、女性は3名に留まっている。

また、男女格差だけでなく、LGBTを含む差別解消など、個々人への性の枠組みの押し付けを無くし、個性を尊重し、それぞれの潜在能力を開花させること。当社の取組と実態を開示することで、より多様な人材を確保することを通じて、企業価値を高めることにもなる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループダイバーシティ&インクルージョン推進方針」に基づき、事業活動に関わる誰もが安心して働き、能力を最大限発揮できる働き方の実現および職場風土の醸成を推進しており、評価や査定および役職登用等、あらゆる制度・仕組みにおいて、性別、年齢、国籍、障がい等の属性やライフスタイル、キャリアにかかわらず、機会を均等化しております。

特に、女性従業員のさらなる活躍という観点では、「2030年度末までに女性役職者比率および女性管理職比率を2018年度の3倍以上とする」という目標に向けて、積極的に役職登用を行っていることから、男女間の役職者比率や管理職比率、賃金差異は縮小していくものと考えております。

また、全従業員向けにLGBTQに関する基礎知識等を記載したサポートブックの配布や、社内外の相談窓口の設置、SOGIハラスメント防止に向けた各職場でのディスカッション等の実施を通じて、性自認や性的指向等にかかわらず、誰もが能力を最大限発揮できる働き方の実現と職場風土の醸成に取り組んでおります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件 議事録の正確な記載、一般への開示

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

(議事録の正確な記載、一般への開示)

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

総会において株主が発言した内容を議事録で確認できることは、議論を進展させる上で基本的な条件である。株主が総会で発言した内容が、正しく確認できることも重要である。ところが現在、作成されている議事録は役員の答弁については詳細に記載しているが、質問者の発言は具体的に記載されていないため、質問者の意図に対して正しく答えたのかどうかが分からず。また、過去に、放射線量計増設の株主提案に対して、前向きに検討したいとの答弁が、議事録では違った表現となっているなど不正確な記載もある。したがって議事録の正確な作成と開示を求めるものである。

また、開示の方法についても、現在は株主が議事録入手するためには、煩雑な株主権行使の手続きを要する。そして、株主でない顧客や市民には入手することができない。総会内容は株主以外に広く開示する必要がある。これは、株主以外の顧客や市民の信頼を得ることにもつながるものである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(92名)からのご提案(第10号議案から第18号議案まで)〉

第10号議案から第18号議案までは、株主(92名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(92名)の議決権の数は、823個であります。

第10号議案 取締役解任の件 取締役 榊原 定征

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 榊原 定征

▼提案の理由

金品不正事件が発覚後法令順守を徹底するため、社外取締役が強い監督権限を持つ「指名委員会等設置会社」に移行し、会長として榊原氏を迎えた。

2020年秋、外部からの通報で電力カルテルの恐れが指摘され、社内調査の結果10月に公正取引委員会へ課徴金減免申請をした。当時の森本副社長、彌園副社長らによるカルテルへの関与が明らかになった後も主導した両名の続投を認めた。

2022年の株主総会で森本社長の退任理由は「経営の若返り」とされ、カルテル問題には触れなかった。記者会見で榊原氏は森本氏を「コンプライアンスに取り組み、信頼回復に全力を尽くした」と評価した。

執行側を監督すべき社外取締役として、取締役会を無視し執行側の独断で進めたカルテルには厳しい対応が必要だった。不正の再発を防ぐには責任の所在を明らかにし厳正に処分すべきだ。法令順守を掲げるなら、執行側の独断が判明した時点で毅然とした対応が必要だった。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社経営の監督を行うにふさわしい人材であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、豊富な経営経験に基づき、取締役会長および取締役会議長として、コンプライアンスの徹底を経営の大前提とする考えのもと、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行っております。また、独占禁止法違反等への対応に当たっては、組織風土改革や内部統制の抜本的強化をはじめとする再発防止の取組みに対して厳正かつ適切な監督・指導を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。

したがいまして、解任すべき事由はありません。

第11号議案 取締役解任の件 取締役 森 望

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 森 望

▼提案の理由

当社は、福井県内の美浜、高浜、大飯の3原発の敷地内に使用済核燃料の乾式貯蔵施設を作る手続きを進めている。乾式貯蔵に移すことにより空いたプールには使用済核燃料を追加せず、全体の貯蔵容量は増やさないと説明しているが、それが本当なら3原発は3年から4年程度で貯蔵が満杯になり原発は停止せざるを得ない。

乾式貯蔵施設は満杯になる前に完成できるよう建屋を作らない簡易方式が採用されており、貯蔵容量を増やすことが目的であることは明らかだ。これは、これまで福井県外に中間貯蔵施設を作つて搬出するとしてきた、これまでの福井県との約束を破り、方針を180度転換するものになる。「全体の貯蔵容量は増やさない」などとウソの説明を繰り返し、福井県民を愚弄している責任は大きく、社長は解任に値する。

「全体の貯蔵容量は増やさない」がウソでないというのなら、今株主総会で満杯停止を回避するためにどうするのか明言してみればいい。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社経営の監督を行うにふさわしい人材であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、「関西電力グループ経営理念」のもと、中期経営計画に掲げた取組みを先頭に立って進めるとともに、適切な経営監督を行っております。

また、昨年10月に策定した「使用済燃料対策ロードマップ」に基づき、中間貯蔵施設へのより円滑な搬出のため発電所構内に乾式貯蔵施設を設置することとし、まずは、高浜発電所について原子炉設置変更許可申請を行うなど、ロードマップの確実な履行に向け、全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがいまして、解任すべき事由はありません。

第12号議案 取締役解任の件 取締役 田中 素子

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 田中 素子

▼提案の理由

当社は金品授受問題の露見以降も、トップ主導のカルテルや個人情報の脱法閲覧に対しても業務改善命令を受けた。当社はその都度、刷新本部設置、規定の整備、委員会新設、研修の実施などの対応を重ね、経営層を刷新してきたが、企業体質に変化は見られない。

株主からカルテル問題に関与した現役員に対し、責任追及の訴えを求められても、関係役員の報酬カットのみの処分で、2023年7月28日、会社としては提訴しないことを決定した。カルテルで与えた損害に対し、当社の問題の受け止めはこんなにも軽い。8月10日に提出された電気事業法にかかる業務改善計画も、これまでの対応の上塗りを更に重ねたにすぎない。検察OBを役員に据え、検察の訴追をかわす脱法指南と検察の忖度を期待する経営はもう終わりにするべきだ。

当社が変わるためにには検察OBとの関係を断つ事を社内外に示すしかない。検察OBの取締役解任を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見などを総合的に考慮し、当社経営の監督を行うにふさわしい人材であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、法曹や経営監督などの豊富な経験に基づき、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うとともに、監査委員会の委員として、取締役および執行役の職務執行の監督を的確に遂行しております。

したがいまして、解任すべき事由はありません。

第13号議案 定款一部変更の件 社外取締役、執行役の報酬個別開示

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 社外取締役、執行役の報酬個別開示等

第45条 社外取締役、執行役の報酬を個別開示する。

第46条 執行役の業績を個別に開示する。

▼提案の理由

不正続きの当社は2020年、ガバナンス体制の構築に向け指名委員会等設置会社に移行した。社外取締役が経営を監督することで、コンプライアンスの強化を図ったはずだが、顧客情報不正閲覧、資格の不正取得、独禁法違反の調査は続いた。

当社は経産省から業務改善命令を3回受け、5月に不正閲覧に対し、8月にカルテルに対し業務改善計画を提出した。計画の内容は、どちらも「二度とこのような事態を起こさないよう」「コンプライアンス意識の定着」「社員との対話」「内部通報の強化」が挙げられている。これらの文言は2004年の美浜3号機の二次系細管破断事故から繰り返し使われてきた。未だに達成されていない証拠である。他電力からは「また関電さん」の声も聞こえた。

カルテルを取締役会に諮らず執行側だけで決めたことを見ても体質は変わっていないのが明らかだ。責任を持って役職を果たすよう、社外取締役と執行役の報酬個別開示を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、取締役および執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額および報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。加えて、透明性を高める観点から、社内取締役については、個別の報酬額を自主的に開示することとしております。なお、社外取締役および執行役については、忠実にその職務を遂行しております。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第14号議案 定款一部変更の件 原子力発電に頼らないゼロカーボンの実現

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 脱原発ゼロカーボン

第47条 当社は原子力発電を稼働せずにゼロカーボンを実現する。

▼提案の理由

能登半島地震により当社の石川県珠洲原発予定地だった海岸では数メートルの隆起が起き、建設予定地だった高屋町は、ほぼすべての家が被害を受け、陸路も海路も閉ざされて孤立状態に陥った。珠洲原発の建設を阻止した地元の市民運動により当社は多大な損失を被らず救われた。当社は7基もの原発を福井県で抱えている。能登半島地震は最後の警告だ。地震の揺れや地盤の隆起などが、いつ福井県を襲うか分からない。直ちに取締役は国に要請し、速やかに廃炉を可能にする仕組みを構築し、廃炉へと進む経営判断を行うべきである。「再稼働の投資をしてしまった」は理由にならない。IEA（国際エネルギー機関）などの分析でも、原発のランニングコストは年々上昇している。原発は経済的に不利に、再生可能エネルギーは有利にトレンドが進んでいる。取締役は株主に多大な損失が発生しない経営プランを作成し、早急に美浜、大飯、高浜原発の廃炉へと進むべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

そのためには、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの積極的な取組み等を通じて、S+3E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第15号議案 定款一部変更の件 再処理の禁止

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 再処理を禁止する

第48条 当社はプルトニウムを取り出し、危険でコストもかかる再処理は行わない。

▼提案の理由

六ヶ所再処理工場は1993年に着工、当初は1997年完成予定だったが、30年以上経過した今も完成せず、27回目の完工延期となるのは必至だ。その間に総事業費は14兆7千億円にまでふくらんだ。

燃料プールには全国から集められた使用済核燃料がすでに満杯になってきている。ガラス固化はうまく進まず、危険な高レベル廃液が約244m³貯蔵されている。

変動地形学の専門家は、下北半島の東方海域には、長大な大陸棚外縁断層があり、その分岐した断層のひとつが六ヶ所再処理工場の直下へ連続していると指摘している。六ヶ所再処理工場は最大700ガルに耐えられるよう設計されているが、この大陸棚外縁断層と直下の活断層が運動すると2000ガルの揺れが予想されている。

日本はプルトニウムをすでに45t以上持っている。余剰のプルトニウムを持たないという国際公約を果たすためにも、安全性、経済性、必要性のない再処理は即刻止めるべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルについては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、重要と考えており、国のエネルギー基本計画に基づき、引き続き推進してまいります。

再処理については、再処理工場およびプルサーマル炉等の稼動状況に応じて、必要な量だけ実施されるよう、使用済燃料再処理機構が計画を策定し、国の認可を受けることとなっております。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第16号議案 定款一部変更の件 避難計画の実効性の担保がない原発の稼働禁止

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章 原発事故時の避難計画の実効性が担保されない限り原発は運転しない

第49条 当社と立地自治体とで原発事故を想定した避難訓練を、降雪期、夜間を含めて最低1年に3回実施すること。費用は当社が負担する。

第50条 避難訓練の結果を検証し、速やかに避難計画を改善すること。

第51条 立地自治体と、避難者受け入れ自治体と当社の三者が常時緊密に連絡を取り合い、避難時に必要な車両、施設、人員、医療体制などについて情報を共有しておくこと。

第52条 大規模な自然災害が発生したときは、立地自治体及び近隣自治体に原発の被災情報を迅速に提供すること。

▼提案の理由

今年元旦の能登地震は、改めて地震の恐ろしさ、避難の難しさを突きつけた。かつて当社がこの地に原発を建てようとした時、苦しい思いをしながら反対運動に身を捧げ、原発を退けた現地の方々には感謝しかない。もし原発が洲にあったらどれほど大きな災いとなっていたんだろう。

原発の安全確保は「深層防護」が基本だが、福島原発事故でその破綻が明らかになった。大事故が起きれば、正確なデータをもとに迅速に避難しなければならないが、今の避難計画は文字通り「机上の空論」で、現実的ではない。地震大国の我が国で「大地動乱の時代」と地震学者が警告するこの時期に、実効性のある避難計画なしに老朽原発を運転するのは愚かで危険なことだ。自然災害は激しさを増し、時を選んでくれない。減災の工夫はできても、大地震と原発事故が同時に起きれば、防災対策はまったく無力だ。一番の防災は原発事故の前に運転を停止することだというの自明の理である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子力災害時の避難計画については、国、自治体、原子力事業者が相互に連携、協力し、国および自治体が、避難先、避難手段、避難経路の確保等、必要な対策を定めて情報を共有するとともに、それら避難計画に基づき住民避難訓練等を実施しているものと認識しております。

当社は、原子力発電所の被災状況に関する情報を提供していくほか、避難時における移動手段や放射線防護資機材の支援、自治体主催の訓練への要員の派遣等、国および自治体に対し必要な協力をを行い、災害時のさらなる対応能力の向上に取り組んでおります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第17号議案 定款一部変更の件 電気事業連合会の解散と新団体の設立

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第13章 電気事業業界団体の改革

第53条 電力の地域独占のもとで設立された旧弊の組織、電気事業連合会を解散し、新しい電気事業の業界団体を設立する。

第54条 新たに設立する業界団体の設立目的は自然エネルギーを中心に、脱原発、脱炭素をすすめる電力システム構築を進めるためとする。

第55条 新たに設立する業界団体は電気事業に関わるすべての企業に開放する。

第56条 新たに設立する業界団体は透明性を確保し、毎年、財務情報をホームページで公開する。

▼提案の理由

地域独占下で設立された電気事業連合会（電事連・1952年設立）は、電力自由化された今日、旧弊の組織となっている。電力自由化は市場全体を活性化させ、消費者の利益に繋げ、電力産業全体の成長を目指したものであった。ところが、地域独占下で温存された電事連は、電力の成長産業化を阻害する方向に働いている。一昨年の独占禁止法違反カルテル事件はそのことを象徴的に示している。脱炭素社会が至上命題とされ、自然エネルギーの重要性が高まっている今日、それに向けていかに事業システムを作っていくかが、業界全体の課題である。ところが電事連加盟各社は、原子力発電を偏重し、太陽光発電を遮断する出力制御を頻発させて、自然エネルギーによる発

電・電力システム構築を阻害している。カルテルを呼びかけた当社こそが、率先して、脱原発、脱炭素の新たな電力システム構築に向けて、すべての電気事業者と共に、新しい業界団体を作る責務がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

電気事業連合会の解散や新団体の設立は当社単独で実施できる事項ではないと考えております。

電気事業を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、電気事業連合会の目的である「電気事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済の発展と国民生活の向上に寄与すること」の重要性に変わりはなく、電力の安定供給や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた使命を果たす観点から、同会は引き続き必要と考えております。

なお、同会は、電気事業の健全な発達に対する懸念を生じさせないよう、独占禁止法をはじめとする法令等遵守のさらなる徹底に向けた取組みを進めております。

したがいまして、ご提案の内容を当社の定款に定めることは適当ではないと考えます。

第18号議案 定款一部変更の件 原子力損害賠償制度の見直しがない原発の稼働禁止

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第14章 原子力損害賠償制度改革委員会の設置

第57条 当社は不備のある現行の損害賠償制度を改革することを目的として、原子力損害賠償制度改革委員会を設置する。

第58条 当社は過酷事故が起きた時に、正しく機能する原子力損害賠償制度ができるまで原発を稼働しない。

▼提案の理由

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（支援機構）を通じて、東電の原発事故に対する損害賠償の一部を負担している。その負担金は、日々の電気料金に付加して、需要者に負担させている。しかし、東電の事故は当社の責任ではないから、東電の賠償金を当社の需要者に転嫁して負担させる謂ではない。

福島原発事故後40年にわたり、当社など他の電力会社から回収される負担金はすべて福島事故賠償のために使われる。もし当社の原発が過酷事故を起こし、支援機構が資金援助をしてくれたとしても、負担金の期間40年がもつと長くなるだけだ。

不十分な原子力損害賠償制度に頼るのは、安全な運転に対するモラルハザードを引き起こす懸念がある。東電にはすでにモラルハザードを疑われる事象も散見されている。

現行制度は不十分で見直しが必要だと、国の有識者会議でも指摘されている。正しく機能する制度ができるまで原発を稼働しないことを求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の枠組みは、原子力事業者による相互扶助や国の支援が可能となる仕組みであり、将来にわたって、原子力損害が発生した場合の原子力損害賠償の支払い等に対応すべく構築されたものであります。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力事業者から納付を受けた一般負担金を、原子力事業者への資金援助等の業務に要する費用に充てることになっているものと認識しております。

当社は、原子力発電の運転に当たっては、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めてまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第19号議案)〉

第19号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

第19号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現への貢献

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第59条 本会社は、ゼロカーボン社会の実現に貢献するため、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー一源の導入及び新技術の開発を推進する。

2 原子力発電については、次の各号の要件をすべて満たせる見通しが立たない限り、必要最低限の稼働とし、新增設は行わない。

- (1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済燃料の最終処分方法の確立

▼提案の理由

ゼロカーボン社会の実現に向けて、革新的な新技術の開発を行いながら、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。

原発については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。さらには、使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらず、最終処分方法も確立されていない。現在も増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、原発の稼働や新增設を行い、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることではなく、これらの課題を早急に解決すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン電源の開発やエネルギーソリューションを中心とした様々なサービスの開発・提供を通じて、エネルギーの安定供給と脱炭素化に貢献したいと考えております。そのために、再生可能エネルギーの主力電源化、確立した脱炭素技術である原子力の安全確保を大前提とした最大限活用、火力のゼロカーボン化に向けた脱炭素技術の開発・導入等の積極的な取組みを通じて、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全を多段的に確保する深層防護の観点から、対策の強化を実施するとともに、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めてまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

使用済燃料の再処理工程から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。2017年7月に科学的特性マップが公表されて以降、全国で対話活動が行われ、一部地域では文献調査が進められております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と連携してまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第20号議案および第21号議案)〉

第20号議案および第21号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

第20号議案 定款一部変更の件 原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 持続可能な社会の実現への貢献

(原発に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制の構築)

第60条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制の早期構築を目指す。

2 前項の規定による電力供給体制の実現に向け、多様な主体の自由・公正な競争により、再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー源の導入を促進するため、発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

3 第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、電力の安定供給のために必要な範囲で原子力発電所を運転する場合は、安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で行うものとする。

▼提案の理由

原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制を早期に構築していく必要があり、原発を脱炭素社会実現のための最善の選択肢と捉えることなく、再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー源の導入を促進し、電力の供給力向上や安定供給、電気料金の安定化を図ることが重要である。

そのため、発電部門もしくは送配電部門の所有分離により、中立的な系統運用を行う事業主体として確立せらるなど、事業形態の革新に取り組み、自由・公正かつ競争的な市場環境の実現を図るべきである。

また、原子力発電に依存しない持続可能で安心安全な電力供給体制が構築されるまでの間に既設原発を稼働する場合は、必要な範囲に留めるとともに、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で行うべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、エネルギーの安定供給と脱炭素化をあわせて進めることが重要であると考えております。そのためには、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および確立した脱炭素技術である原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用が不可欠であると考えており、これらの積極的な取組み等を通じて、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。当社としては、発電事業および送配電事業をはじめとする、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築し、引き続き、持続可能な電力供給体制の構築・維持に努めてまいります。

また、原子力発電所の運転に当たっては、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めており、今後も、原子力の重要性や安全性について広く社会のみなさまにご理解を賜わる活動に全力を尽くしてまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第21号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現)

第61条 本会社は、事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとするため、再生可能エネルギー

や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進する。

2 本会社は、前項に掲げる事業を推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担い、社会のゼロカーボン化に貢献する。

▼提案の理由

高い公益性・公共性を有する電力会社として、経済・社会のゼロカーボン化や持続的発展に貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠である。

再生可能エネルギー・同エネルギーから製造する水素など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を積極的に導入し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進するとともに、それを経営の根幹に据え、長期にわたり揺るぎなく取り組むとの決意を表明し、定款に位置づけるべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出量を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

そのために、再生可能エネルギーの主力電源化、確立した脱炭素技術である原子力の安全確保を大前提とした最大限活用、火力のゼロカーボン化、ゼロカーボン水素の活用等の積極的な取組みを通じて、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

以上